

(表紙)

恵那市森林整備計画  
変更計画

# 恵那市森林整備計画 変更計画

計画期間

自 令和 5年 4月 1日  
至 令和15年 3月31日

令和8年3月〇〇日変更  
恵那市告示第〇〇号

岐阜県恵那市

岐阜県恵那市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、恵那市森林整備計画を次のように変更します。  
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。  
なお、変更計画の施行日は令和8年4月1日とします。

## 恵那市森林整備計画の一部変更

## 目次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	- 1 -
1	(略)	- 1 -
2	森林整備の基本方針	- 1 -
3	(略)	- 4 -
II	森林の整備に関する事項	- 5 -
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	- 5 -
1	樹種別の立木の標準伐期齢	- 5 -
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	- 5 -
3	その他必要な事項	- 9 -
第2	造林に関する事項	- 9 -
1	人工造林に関する事項	- 9 -
2	天然更新に関する事項	- 11 -
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	- 14 -
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	- 15 -
5	(略)	- 15 -
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	- 15 -
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	- 15 -
2	保育の種類別の標準的な方法	- 17 -
3	その他間伐及び保育に関する必要な事項	- 17 -
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	- 18 -
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	- 18 -
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域及び当該区域における施業の方法	- 20 -
3	(略)	- 22 -
第5	森林配置計画の将来目標区分に関する事項	- 23 -
1	基本的な考え方	- 23 -
2	(略)	- 23 -
3	将来目標区分の設定	- 24 -
4	(略)	- 24 -
5	(略)	- 24 -
第6	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	- 24 -
1	(略)	- 24 -
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）に関する事項	- 24 -
3	作業路網の整備に関する事項	- 24 -
4	その他必要な事項	- 28 -
第7	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	- 29 -
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	- 29 -
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	- 29 -
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	- 30 -
4	(略)	- 30 -
第8	森林施業の共同化の促進に関する事項	- 30 -

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	- 30 -
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	- 30 -
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	- 31 -
第9	その他森林整備の方法に関し必要な事項	- 31 -
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	- 31 -
2	(略)	- 32 -
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	- 32 -
III	森林の保護に関する事項	- 32 -
第1	鳥獣害の防止に関する事項	- 32 -
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	- 32 -
第2	森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	- 33 -
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	- 33 -
2	鳥獣による森林被害対策の方法	- 33 -
3	(略)	- 34 -
4	(略)	- 34 -
IV	(略)	- 34 -
V	その他森林の整備のために必要な事項	- 34 -
1	森林経営計画の作成に関する事項	- 34 -
2	(略)	- 35 -
3	(略)	- 35 -
4	(略)	- 35 -
5	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	- 35 -
6	(略)	- 36 -

# I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 (略)

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は、木曾川地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区分別に定められているところです。

一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す『森林配置計画』が策定され、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。「第4期岐阜県森林づくり基本計画」では、災害に強い循環型の森林づくりを進めるため、森林配置計画に沿った施業指針の策定と普及・啓発を進めるとともに、森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めることとされています。

本計画では、木曾川地域森林計画に則して、大まかなエリアの森林づくりの目標である「将来目標区分」と個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」について、区分間の調整を図りつつそれぞれ設定することとします。また、各機能に応じた対象とすべき森林及び望ましい姿は、表I-1-2-1のとおりです。

表I-1-2-1 各機能に応じた対象とすべき森林と望ましい姿

機能	対象とすべき森林	望ましい姿
水源涵(かん)養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵(かん)養機能の <u>維持増進</u> を <u>図る</u> べき森林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／ 土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出・崩壊その他 <u>山地</u> 災害の防備のための森林で土地に関する災害防止機能及び土壤保全機能の維持増進を図るべき森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山 <u>林</u> 等であって、騒音や <u>粉塵</u> 等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高く快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林で、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るべき森林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林であって、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図るべき森林	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系や希少な生物種が生育・生息する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林であって、生物多様性保全機能の維持増進を図るべき森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林など
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林であって、木材等生産機能の維持増進を図るべき森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

※森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

※生物多様性保全機能については、一定の面的広がりにおいて様々な生育段階や構成樹種の森林が相互に関係しながら発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息している森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林を除き、属地性がないことに留意する必要がある。

※これらの機能以外の森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては「将来目標区分」に基づく森林配置への誘導を図りつつ、「森林機能区分」に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持増進を図るものとします。

はじめに、森林機能区分ごとの森林整備及び保全の基本方針について、表 I-1-2-2 に示します。

表 I-1-2-2 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。</p> <p>また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。</p> <p>また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進する。</p> <p>施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p> <p>また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p>

次に、将来目標区分ごとの森林整備方針について表 I-1-2-3 に示します。

表 I-1-2-3 将来目標区分ごとの整備方針

区分	森林整備方針
木材生産林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林境界の明確化、「岐阜県林内路網整備方針」に基づく路網整備などの基盤整備を実施し、生産性の高い林業経営を目指す。</li> <li>・ 針葉樹人工林では、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林および間伐等の森林整備を実施する。特に主伐後の更新は植栽を確実にし、年齢構成の平準化を図る。</li> <li>・ 広葉樹林について、用材として利用できる木材生産を目指す森林では、枝打ち、除間伐などの森林整備を行い、主伐後は天然更新または植栽により更新を図る。チップやバイオマス燃料生産を目指す森林では短伐期による萌芽更新を行う。</li> </ul>
環境保全林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天然力を活用することを基本に、公益的機能の発揮に必要最小限の森林整備を行う。</li> <li>・ 針葉樹の人工林では広葉樹導入により、針広混交林化や広葉樹林化を図る。</li> <li>・ 広葉樹の導入にあたっては天然力を活用することを基本とし、広葉樹の導入が困難な立地である場合には針葉樹人工林として管理を行う。</li> <li>・ 搬出の条件が整っている場合には、伐採木を搬出し有効利用する。</li> </ul>
観光景観林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特色に合わせて好ましい森林景観の目標を設定し必要な整備を行う。</li> </ul>
生活保全林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電線や民家に掛かるおそれのある危険木の除去や、野生動物の被害を軽減するための緩衝帯整備など住民の生活環境保全を目的とした整備を行う。</li> </ul>

### 3 (略)

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安とし選定することとします。

立木の標準伐期齢は、本市における標準的な立木の伐採(主伐)の時期に対する指標、制限林の伐採規制等に用いるものです。

なお、この基準は、立木の伐採(主伐)の時点に関する指標として定めるものがあるが、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではありません。

(単位：年)

樹 種					
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
40	50	40	35	60	20

また、長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢は、以下のとおりとします。

#### <長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢>

長伐期施業の平均的伐採林齢 ≒ (標準伐期齢×2) 以上

なお、森林法等により伐採林齢に制限がある森林については、各法令等の基準に従う必要があります。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

##### (1) 伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合においては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知、[令和5年3月31日付4林整整第924号林野庁長官通知による一部改正](#)）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。

## （2）施業方法別の指針

○施業区分別の伐採の指針は、次の表を基準とします。

区分	施業基準
共通事項	<p>① 共通事項 主伐にあっては、次のとおりとする。</p> <p>a 県土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林についてはその目的に応じて適切な施業を行うものとする。</p> <p>b 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図るものとする。岐阜県水源地域保全条例に基づき指定された水源地域（以下「水源林」という。）においては、標準伐期齢に10年を加えた林齢以上での実施に努めるものとする。</p> <p>c 大面積の伐採をやむを得ず行う場合には、空間的・時間的に分散させるよう努めるものとする。</p> <p>d 造林の限界である標高1,400m以上又は積雪深2.5m以上の山地は更新が難しく、更新が完了するまで長期間を要することから大面積の伐採は行わないものとする。</p> <p>e 天然林の主伐は、若齢林においてはぼう芽更新によるものとするが、老齢林等ぼう芽更新が見込まれない場合には、天然更新しやすいように一定期間「母樹」を残すものとする。水源林においては、必要に応じて更新補助作業を行うものとする。</p>

① 対象とする森林

人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林。

② 施業基準

(ア) 人工林を皆伐する場合

人工林を皆伐する場合は、**自然条件**及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、原則、小面積かつ分散的な皆伐とし、できる限り保残木施業(1 haを超える皆伐は、保残木として平均径以上の立木を50~100本/ha程度を残す。)を行い、適確な更新を図るものとする。

保残木は、風・雪・乾燥など気象条件を十分に勘案し、急傾斜地、岩石地等では、ある程度集団的に配置する。

(イ) 保護樹帯の設置

a 保護樹帯の必要な場所

下記の場所で、林地の保全、雪崩、落石の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び生物多様性の保全のために必要がある場合には、裸地化を避け、列状又は塊状の保護樹帯を残置する。

尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地、地形・地質条件が悪く崩壊の危険の高い場所、下降斜面の変曲点、作業道の下方 等

b 1 haを超える人工林の伐採

1 haを超える人工林の伐採にあたっては、保護樹帯として2~3列(20~30m)程度の幅で残す。

c 人家、道路沿いの伐採

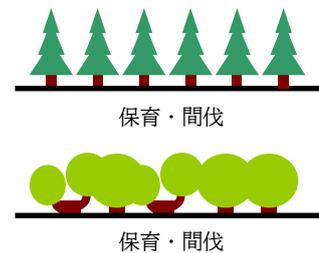
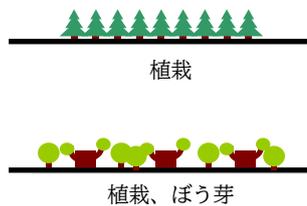
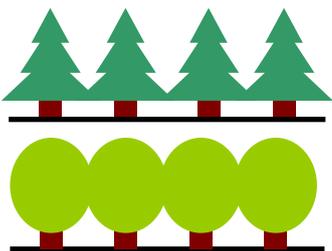
人家、道路沿いについては、樹高(10~15m)程度控えたところに保護樹帯を設ける。

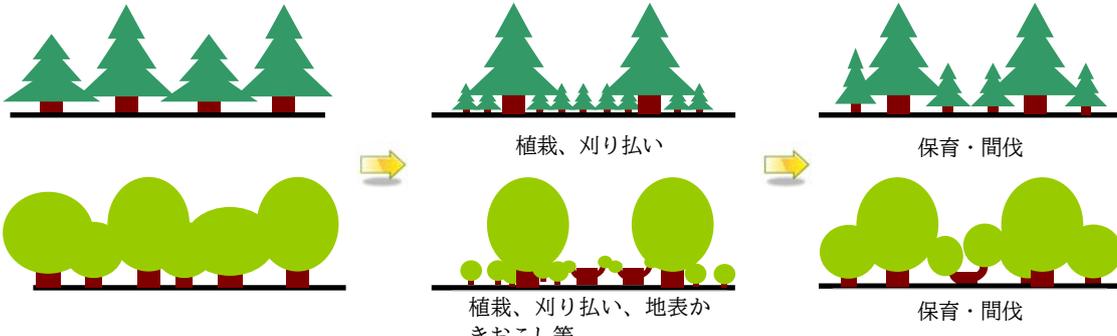
d 保護樹帯の管理

**残置**した保護樹帯は、適正な森林管理を行うものとする。

(ウ) 1 haを超える人工林の伐採

1 haを超える人工林の伐採にあたっては、ササ等が繁茂したり、土壌が極めて悪いなど、森林の更新が困難な場所では、裸地化を避けるものとする。



育成 複層林	<p>① 対象とする森林 人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林。</p> <p>② 施業基準</p> <p>(ア) 育成複層林における伐採 複層状態の森林に確実に誘導する観点から、<b>自然条件</b>を踏まえ森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して伐採する。</p> <p>(イ) 択伐の場合 択伐の場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとする。</p> <p>(ウ) 皆伐の場合 皆伐するにあたっては、「育成単層林」に準ずるほか、適正な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。</p> <p>(エ) 天然更新を前提とする場合 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。</p> 
天然 生林	<p>① 対象とする森林 主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林。</p> <p>② 施業基準</p> <p>(ア) 天然生林における主伐 主伐にあたっては、「育成単層林」及び「育成複層林」に準ずる。</p> 

### 3 その他必要な事項

#### (1) 伐採旗の設置

伐採箇所には、下記のとおり伐採旗を設置するものとします。

ア 森林法第10条の8第1項及び第15条の届出に係る伐採

1 ha以上の皆伐を実施する箇所に伐採届出旗を設置するものとします。

イ 森林法第34条第1項の許可に係る伐採

皆伐を実施する箇所に、県が交付する伐採許可旗を設置するものとします。

#### (2) (略)

## 第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ただし、岐阜県里山林整備事業により整備したバッファゾーン（緩衝帯）については、「里山林整備事業の実施に関する協定」の期間中はこの対象から除外するものとします。

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1 haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、樹種については次のとおりとします。

一般的事項	・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択するこ
-------	--

	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。</li> <li>・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。</li> <li>・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。</li> <li>・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。</li> <li>・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は恵那市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。</li> <li>・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。</li> </ul>								
人工造林の対象樹種	<p>・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノキ・カラマツ・イチイ・マツ類・コウヨウザン</td> <td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ・クリ・サクラ</td> <td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・カラマツ・イチイ・マツ類・コウヨウザン	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ・クリ・サクラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。
区分	針葉樹	広葉樹	備考						
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・カラマツ・イチイ・マツ類・コウヨウザン	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ・クリ・サクラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。						
最深積雪深による造林樹種の区分	当市における最深積雪深は、1.0mに満たないため、それぞれの自然条件に応じた樹種を選定し、植栽する。								
カシナガ等被害跡地の造林樹種	枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとします。								

## (2) 人工造林の標準的な施業方法

人工造林に係る施業方法については、次のとおりとします。

人工造林における植栽本数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要樹種における植栽本数は1,000～5,000本/haを基礎として、その地域における自然条件や既往の植栽本数を勘案して定めるものとする。</li> <li>・植栽本数の決定に当たり、ここで示す本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とする。</li> </ul>
人工造林の標準	①地拵えの方法

<p>的な方法の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。</li> <li>②植栽方法</li> <li>・ 気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法等から植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付ける。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。</li> </ul>
----------------	---

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。

ただし、択伐による伐採にかかると、林冠の再開鎖を見込むことができないものについては、伐採による公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に更新を図るものとします。

## 2 天然更新に関する事項

(略)

### (1) (略)

### (2) 更新対象地

更新対象地は以下のとおりとします。

- ・ 「伐採及び伐採後の造林の届出書」において、「伐採後の造林の計画」が「天然更新」とされている箇所
- ・ 「森林経営計画に係る伐採等の届出書」において、「造林方法」が「天然更新」とされている箇所

### (3) 更新樹種

更新樹種は、高木性樹種とします。そのうち主な樹種は以下のとおりとします。

<p>天然更新の対象樹種</p>	<p>スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）</p>
<p>ぼう芽による更新が可能な樹種</p>	<p>コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ</p>

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであつても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林(根本直径40cm以上、おおむね80年生以上)は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、別紙樹種一覧表を参照。

#### (4) 天然更新及び天然更新補助作業

天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は以下のとおりとします。

天然更新の標準的な方法	<p>①天然下種更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。</li> </ul> <p>②ぼう芽更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。</li> </ul>
天然更新補助作業の標準的な方法	<p>①地表処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、稚樹が良好に生育できる環境を整備するために行うものとし、種子の飛散特性、A0層の堆積状況、気象地形条件に応じ、A層を表面に露出させるため林床植物の除去、枝条整理、地表かきおこし等を行うものとする。</li> </ul> <p>②刈出し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物（以下「競合植物」という。）の被圧により、更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について行うものとし、稚樹の更新状況、競合植物の種類、状態及び密度、地形、気象等の自然条件に応じ、全刈り、筋刈り、坪刈り等最適なものを選定する。また、更新の完了に至るまで必要に応じて実施する。</li> </ul> <p>③植込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新樹種の成育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に植栽をする。実施にあたっては、植栽に支障となる枝条や競合植物等を整理するとともに、適期に更新樹種を必要本数分、植栽する。また、植込みを行う更新樹種については、適地適木に配慮し、遺伝子攪乱とならないものを選定すること。</li> </ul> <p>④芽かき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い更新樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。</li> </ul>

#### (5) (略)

#### (6) 更新調査

下記により更新調査を行うこととします。

更新調査の実施主体	更新調査は恵那市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。
更新調査の時期	伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新調査を行うものとする。

標準地の設定	<p>更新調査は、更新対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。</p> <p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定 2m×10mの带状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定</li> <li>・標準地の数 更新対象地2ha未満;带状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満; 带状標準地を6箇所以上、4ha以上;带状標準地を8箇所以上設定</li> </ul> <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定 残存木については、<u>20m×20m</u>の標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ずる。</li> <li>・標準地の数 残存木については、<u>更新対象地2ha未満;1箇所</u>、2ha以上4ha未満; <u>2箇所</u>、4ha以上;<u>3箇所</u>以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。</li> </ul> <p>③群状や点状の伐採の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定 複数の更新対象地内に2m×2mのプロットを設定。</li> <li>・標準地の数 更新対象地2ha未満;プロット20箇所以上、2ha以上4ha未満;プロット30箇所以上、4ha以上;プロット40箇所以上設定。</li> </ul> <p>④標準地の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地は、更新対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など<u>自然</u>条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。</li> </ul>
更新調査の内容	<p>更新調査にあたっては以下の内容について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数</li> <li>・成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数</li> <li>・残存木の樹種、樹高、成立本数</li> <li>・更新対象地の面積</li> <li>・残存木の占める面積</li> <li>・主な競合植物の種類及び生育状況</li> </ul>
更新調査の記録	<p>更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを標準とする。</p>
更新調査を省略することができる	<p>以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。</p>

場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新対象地の面積が1ha以下の場合(ただし、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が1haを超える場合はこの限りでない)</li> <li>・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合</li> </ul>
----	--

### (7) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が、天然更新すべき立木の本数に満たない場合、恵那市長は造林者に対して、下記により速やかに植栽または天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとしします。

#### 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合	(5)による稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。
基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合	(5)による稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、 <b>本計画</b> における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。
その他	恵那市長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとしします。

なお、指定された森林であっても1ha以下の伐採であって以下のいずれかの要件を満たす場合、当該伐採に係る部分については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外するものとしします。

- ・送電線下伐採跡地であって、天然更新が確実に見込まれる場合
- ・森林整備事業(造林補助事業)等公的補助事業により、更新補助作業が実施される場合
- ・母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在する場合
- ・伐採する森林の周囲100m以内に広葉樹林が存在する場合
- ・林床に更新樹種が存在する場合(森林が過密状態にない、シカ等による食害の形跡が**見られない**、林床がササなどで一面被覆されていないなど)

### (2) (略)

#### 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

##### (1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合：1の(1)によるものとします。
- イ 天然更新の場合：2の(3)によるものとします。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

- 2(5)天然更新の対象樹種の期待成立本数によるものとします。

#### 5 (略)

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施します。

間伐は、林冠が閉鎖し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するよう行うものとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

##### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

過密となっている林分では、間伐を実施します。

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次に示す内容を基本とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

- ・間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、下記の基準表を基に、間伐を行う際の規範として定めるものとします。
- ・間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%以上にするよう努めることとします。
- ・崩壊地の上部は除間伐を集約的に実施し、林床植生の育成を促進します。
- ・伐倒木及び林地残材が流出するおそれのある場合は、適切に流出防止対策を施すほか、林外への搬出や伐倒木の木柵等への利用を図るものとします。
- ・特に土砂の流出路となる谷筋(高水位以下)においては、伐採した立木が谷筋に入らないようにします。
- ・周辺環境に配慮すべき人工林や生育が悪く木材利用に向かない人工林等は、強度の間伐を進めることにより、将来的に天然林へ移行させます。

### スギ育成単層林間伐基準表

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 <u>(本)</u>	間伐率 (%)
スギ	心持柱材・板材 [3,000本/ha]	第1回間伐	12~17	400~600	15~20
		第2回間伐	18~23	500~700	20~30
		第3回間伐	24~30	300~500	20~30

#### 【参考】長伐期施業における間伐基準

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 <u>(本)</u>	間伐率 (%)
スギ	大径材生産 (板材・横架材等) [3,000本/ha]	第1回間伐	12~16	500~700	20~25
		第2回間伐	18~22	500~700	25~30
		第3回間伐	27~31	400~600	25~35
		第4回間伐	38~42	300~400	25~35
		第5回間伐	58~62	200~300	25~40

### ヒノキ育成単層林間伐基準表

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 <u>(本)</u>	間伐率 (%)
ヒノキ	心持柱材・造作材 [3,000本/ha]	第1回間伐	12~17	600~800	20~30
		第2回間伐	18~23	400~600	20~30
		第3回間伐	24~30	300~500	20~30

#### 【参考】長伐期施業における間伐基準

樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 <u>(本)</u>	間伐率 (%)
ヒノキ	大径材生産 (役物柱材・板材等) [3,000本/ha]	第1回間伐	17~21	500~700	20~25
		第2回間伐	25~29	400~600	20~25
		第3回間伐	33~37	400~600	25~35
		第4回間伐	48~52	350~450	30~35
		第5回間伐	68~72	150~250	20~30

#### ■平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満(人工植栽に係るもので樹種を問わない)	10年
標準伐期齢以上(人工植栽に係るもので樹種を問わない)	15年

### (2) 間伐実施に伴う冠雪害※1の発生の防止に関する指針

冠雪害危険度マップ※2において、**冠雪害**危険地区として示されている区域内においては、耐冠雪害性の高い森林を育てるため、早めの間伐を実施します。

また、優勢木の平均形状比(樹高/胸高直径)が高い(概ね70以上)林分における急激な伐採は、冠雪害が発生する危険性が高いため、間伐を行う場合には、伐採率、施業後の林分形状、地形状況等を考慮し、必要に応じて巻き枯らし間伐の導入や弱度の間

伐を繰り返し行い、形状比を徐々に低くしていくものとします。

ただし、巻き枯らし間伐は、森林病虫害の発生や不意の落枝・倒木による事故の恐れのある箇所では行わないこととします。

※1 冠雪害：湿った雪が樹木に付着して、樹木が雪の重量を支えきれずに、折れ曲がったり倒れたりする被害のことを指す。

※2 冠雪害危険度マップ：危険度の表示は、2000/2001年冬期～2019/2020年冬期の20冬期において、国土数値情報3次メッシュ（おおよそ1km四方）ごとに冠雪害危険度を判定し、危険日数が0日/20冬期を「危険度0」、1～5日/20冬期を「危険度1」、6～15日/20冬期を「危険度2」、16日以上/20冬期を「危険度3」とした。

【参考】「ぎふ ふおれナビ(公開型森林GIS)」アドレス：

「<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2264.html>」

## 2 保育の**種類別**の標準的な方法

種類	樹種	実施年齢及び回数等
下刈	スギ	植栽の年から5年間、年1回夏期に行う。
	ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回夏期に行う。
つる切り	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。
除 伐	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。 なお、つる切りを同時に行うものとする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。 なお、つる切りを同時に行うものとする。
枝 打	スギ ヒノキ	枝下高3.5m程度までを3回で打ち上げることを標準とする。具体的には、積雪の少ない地域では根元直径が6cm（2～4齢級）の時期から開始し、2回目以降の枝打は巻き込みが完了し、枝下径が6cmに生長したごとに行う <u>こととする</u> 。なお、枝打ち季節は、生育休止期である10月から3月とする。
雪起こし	スギ ヒノキ	造林地への降雪状況に応じ、倒伏木について、消雪後に行う。多雪地域（積雪1.0m以上）については、降雪状況にもよるが、毎年行う必要がある。

※ 本基準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行すること。

## 3 **その他間伐及び保育に関する必要な事項**

(1) (略)

(2) (略)

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
(水源涵(かん)養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

当該森林の区域を【別表1】により定めるものとします。

なお、設定にあたっては、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林とします。

(ア) 地形について

- a 標高の高い地域
- b 傾斜急峻な地域
- c 谷密度の大きい地域
- d 起伏量の大きい地域
- e 溪床又は河床勾配の急な地域
- f 掌状型集水区域

(イ) 気象について

- a 年平均又は季節的降水量の多い地域
- b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

(ウ) その他

- a 大面積の伐採が行われがちな地域
- b 水源林

イ (略)

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵(かん)養機能維持増進森林以外の森林(山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等)

ア 区域の設定

次の①～③までに掲げる森林の区域を【別表1】により定めるものとします。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林)

人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を当該指定区域

に設定します。

(ア) 地形について

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。

(イ) 地質について

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。

(ウ) 土壌等について

- a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。
- d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

(エ) その他

- a 流木災害の恐れがあるところ。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)

生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)

自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- (ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- (エ) 希少な動植物の保護のため必要な森林

イ 施業の方法

アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- (ア) 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。
- (イ) それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。
- (ウ) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- (ア) 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。
- (イ) それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。
- (ウ) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。
- (エ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を行う。

なお、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については下表のとおりとし、それぞれの森林の区域については、【別表2】により定めることとします。

地 区	樹				種	
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマ ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
恵那市全域	64	80	64	56	96	32

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域及び当該区域における施業の方法

### (1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

特に効率的な施業が可能な森林の区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、【別表1】により定めるものとします。

### (2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則として植栽による更新を行います。

【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表1－2による】	<u>18,595.48</u>
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表1－2による】	420.28
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表1－2による】	<u>208.94</u>
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図及び別表1－2による】	154.84

- ※ 公益的機能別施業森林について概要図及び【別表1－2】において以下の通り読み替えるものとする。
- 「水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「水源涵（かん）養機能維持増進森林」
  - 「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」
  - 「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「快適環境形成機能維持増進森林」
  - 「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「保健・文化機能維持増進森林」
  - 「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を「木材等生産機能維持増進森林」

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		【別表2-2による】	<u>18,436.07</u>
長伐期施業を推進すべき森林		【別表2-2による】	419.67
複層林施業を推進すべき森林	択伐以外の方法による複層林施業	【別表2-2による】	169.81
	択伐による複層林施業	【別表2-2による】	16.03
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

3 (略)

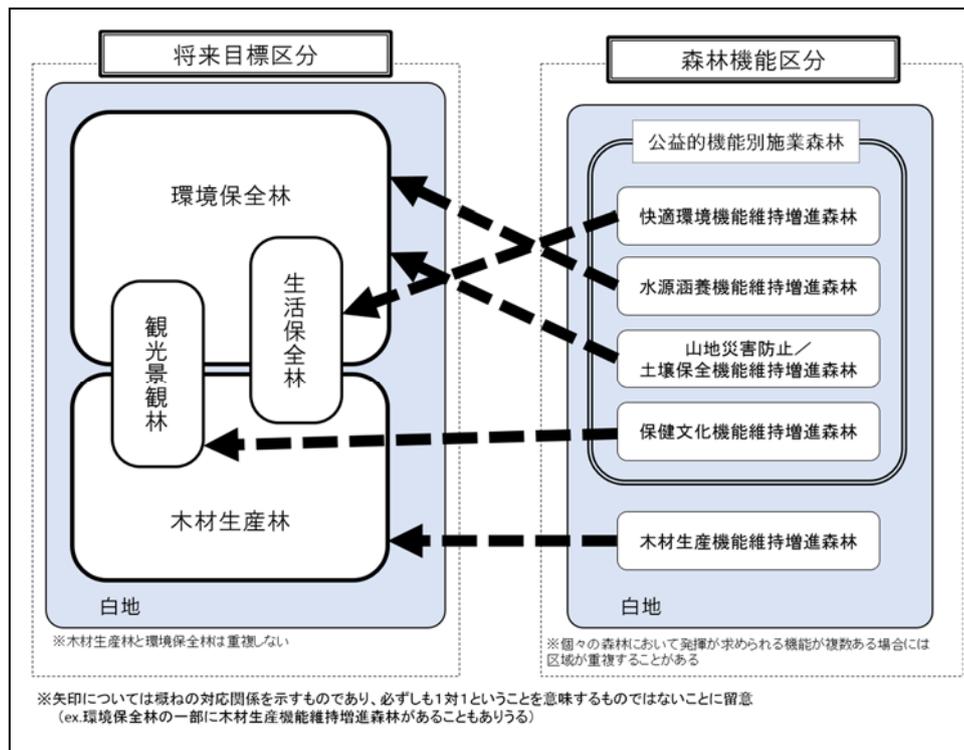
## 第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

### 1 基本的な考え方

森林配置計画に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- ① 森林配置計画は木曽川地域森林計画の対象となる民有林を対象とします。
- ② 将来目標区分は、原則林班を単位として設定します。ただし、準林班単位で、明らかに状況が異なり、それぞれの基準を満たす場合は準林班単位で設定することができることとします。
- ③ 林班ごとの将来目標区分は、第2項に示す設定に関する基準に基づき、地域の実情を踏まえて設定します。
- ④ 将来目標区分が定まらない区域は白地とします。

また、将来目標区分の設定に当たっては図Ⅱ-5-1-1で示す将来目標区分と森林機能区分の大まかな対応関係を参考に、分かりやすいものとなるよう配慮・調整することとします。



図Ⅱ-5-1-1 将来目標区分と森林機能区分の大まかな対応図

### 2 (略)

### 3 将来目標区分の設定

第2項により設定された区域を【別表3】に示します。

【別表3】 森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区分	面積 (h a)
木材生産林	<u>11,235.27</u>
環境保全林	<u>22,877.81</u>
観光景観林	35.56
生活保全林	<u>32.24</u>

4 (略)

5 (略)

### 第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(略)

1 (略)

#### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)に関する事項

路網整備水準と作業システムの考え方を踏まえ、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を設定します。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線名	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
上矢作町字乙沢	146.86	船岩線	3,000		利用区域 86.3ha

### 3 作業路網の整備に関する事項

(1) (略)

## (2) 基幹路網に関する事項

### ア 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 (m) 及び箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 年の 計画箇 所	対図番号
開設	自動車道	指定林道	恵那市	三森山線	3,000	2,355	○	恵那市-1-開設
開設	自動車道	指定林道	恵那市	三森山線	3,000	2,355		恵那市-2-開設
開設	自動車道	林業専用 道	恵那市	赤又駄線	2,000	100	○	恵那市-1-専用道
開設	自動車道	指定林道 林業専用 道	恵那市	船岩線	3,000	96	○	恵那市-2-専用道
			前期	3	8,000			
			後期	1	3,000			
開設 計				4	11,000			
拡張(改良)	自動車道		恵那市	追沢線	4	110	○	恵那市-1-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	川向線	6	334	○	恵那市-2-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	寺洞線	6	49	○	恵那市-3-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	笠置山線	5	855	○	恵那市-4-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	暗井沢線	5	870	○	恵那市-5-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	金吾里線	5	89	○	恵那市-6-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	暗井沢線	3	870	○	恵那市-7-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	金吾里線	3	89		恵那市-8-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	権現山線	1	61	○	恵那市-9-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	三森山線	1	2,355	○	恵那市-10-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	大野線	1	133	○	恵那市-11-改良
拡張(改良)	自動車道		恵那市	道上線	1	151	○	恵那市-12-改良

拡張（改良）	自動車道		恵那市	大鋸場線	1	71	○	恵那市-13-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	暗井沢線	1	870		恵那市-14-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	東木の実線	1	278	○	恵那市-15-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	白井沢線	1	250	○	恵那市-16-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	鈴ヶ根線	1	133	○	恵那市-17-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	番内線	1	59	○	恵那市-18-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	青ナギ～根山線	1	268	○	恵那市-19-改良
<u>拡張（改良）</u>	<u>自動車道</u>		<u>恵那市</u>	<u>深山沢線</u>	<u>1</u>	<u>51</u>	<u>○</u>	<u>恵那市-20-改良</u>
<u>拡張（改良）</u>	<u>自動車道</u>		<u>恵那市</u>	<u>峰山線（明智）</u>	<u>1</u>	<u>99</u>	<u>○</u>	<u>恵那市-21-改良</u>
<u>拡張（改良）</u>	<u>自動車道</u>		<u>恵那市</u>	<u>岩名沢線</u>	<u>1</u>	<u>99</u>	<u>○</u>	<u>恵那市-22-改良</u>
<u>拡張（改良）</u>	<u>自動車道</u>		<u>恵那市</u>	<u>乙ヶ沢線</u>	<u>1</u>	<u>92</u>	<u>○</u>	<u>恵那市-23-改良</u>
<u>拡張（改良）</u>	<u>自動車道</u>		<u>恵那市</u>	<u>ババラギ線</u>	<u>2</u>	<u>51</u>	<u>○</u>	<u>恵那市-24-改良</u>
			前期	<u>22</u>	<u>50</u>			
			後期	<u>2</u>	<u>4</u>			
拡張（改良）計				<u>24</u>	<u>54</u>			
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	番屋線	800	173	○	恵那市-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	落倉線	1,000	53	○	恵那市-2-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	木根中島線	<u>4,790</u>	207	○	恵那市-3-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	白坂線	2,100	80	○	恵那市-4-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	河上瀬線	1,500	90	○	恵那市-5-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	寺洞線	500	49	○	恵那市-6-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	大沢谷線	1,200	124	○	恵那市-7-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	大沢線	2,000	122	○	恵那市-8-舗装

拡張（舗装）	自動車道		恵那市	道上線	700	151	○	恵那市-9-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	太田線	1,600	44	○	恵那市-10-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	木根中島線	200	207		恵那市-11-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	大沢線	1,000	122		恵那市-12-舗装
			前期	10	16,190			
			後期	2	1,200			
拡張（舗装）計				12	17,390			

位置については、概要図にて図示します。

#### イ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

### （3）細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の整備計画

##### ① （略）

##### ② 施工上の留意事項

・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。

・森林作業道開設にあたっては、特に次の事項に配慮します。

区分	配慮すべき事項
線形	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（1.5m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土	「段切り」や「締固め」を適切に行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。

<p>盛土の施工</p>	
<p>小溪流の横断</p>	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、<u>小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。</u></p>
<p>路面水の処理</p>	<p>路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。</p>
<p>残土処理</p>	<p>残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。</p>

イ (略)

#### 4 その他必要な事項

##### (1) 水源林における林道整備等の基本的な考え方

森林内の路網は、間伐等の森林整備を推進し、木材を効率的に搬出していくために必要な施設ですが、地形や地質などの条件を無視した安易な開設は大雨等による侵食、損壊を引き起こし、森林の荒廃につながる危険性があります。

そこで、特に水源林内における路網整備にあたっては、次の事項に留意するものとします。

##### ア 計画上の留意事項

- ・取水施設に近接して開設を行う場合は、地元と十分調整を図ります。
- ・水源林内に路網を整備する場合は、地形、地質等の状況を詳細に調査・把握し、大雨などにより侵食や損壊を引き起こす危険性の高い箇所での開設は避けます。また、希少な野生動植物の生息、生育箇所、文化財、地域の生活環境（取水源の有無など）の保護、保全、維持に配慮し、状況に応じて、開設の中止、線形の変更等必要な対策を講じます。
- ・整備する路網の種類（林道、林業専用道、森林作業道等）、及びそれぞれの規格、配置は、森林整備を進める上で必要十分な規格とし、開設による森林への影響の軽減に努めます。

#### イ 施工上の留意事項

- ・路網の施工中は、梅雨期、台風など、まとまった降雨が予想される時期、また降雨中や降雨直後の施工を避けるなど、土砂の流出や濁水の発生の未然防止、軽減を図ります。
- ・路網の線形、構造は、地形に沿った形とすることで地形の改変を極力抑え、残土の発生を抑えます。また、盛土により整備する箇所については、十分な締め固めを行い、繰り返しの使用に耐える壊れにくい構造とします。
- ・開設により裸地化した箇所（法面）は、侵食、崩壊が発生しないよう種子吹き付け等、法面の保護を実施します。
- ・雨水による路体の侵食を防止するため、小まめな排水に心がけ、排水施設を適切に整備します。

#### ウ 維持・管理上の留意事項

- ・開設後は、定期的に点検し、侵食、損壊、濁水発生の未然防止に努めます。
- ・降雨時や降雪時には濁水が発生しやすくなるため、出来るだけ車両の通行を避けます。また、既設未舗装路網を通行する際にも濁水が発生しやすくなるため、利用する路網の状態を十分に確認し、出来るだけ通行を避けるとともに、通行する際には、濁水防止対策を実施します。
- ・森林作業道は、森林整備のために特定の人が利用する道であり、一般の用に供しない施設であることから、入口部分にはゲートを設けるなどし、事故、不法投棄の防止策を講じます。

## 第7 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供などの普及啓発活動、地域協議会の開催を積極的に行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指します。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

小規模・分散化している施業地をまとめ団地化することにより、スケールメリット

を活かした効率的な施業の実施が可能となります。このため、地域住民、森林施業プランナー、フォレスター（森林総合監理士・岐阜県地域森林監理士）、市職員等が連携を図り、「えなの森林づくり推進委員会」の活動を推進し、集落、市、圏域など地域単位での合意形成の場をつくり、森林施業の共同化、さらには「森林経営計画制度」などを活用して、小規模・零細な森林所有者から意欲のある森林所有者や林業事業体等への森林経営の委託を推進するものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を行う場合、長期にわたり森林を経営していく観点からも、伐採作業だけでなく、伐採後の植栽から保育作業まで一連の森林施業を実施、もしくは経営の受託を実施するよう努めなければならないものとします。また、経営の受託にあたっては、施業しない森林についても森林保護に関する巡視活動も実施しなければならないものとします。

## 4 (略)

## 第8 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市内に設定した下記に示す森林施業共同化重点的实施地区において、共同施業を実施するため、市及び森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林所有者間における施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

なお、実施地区内での具体的な施業は、市、岐阜県地域森林監理士、森林組合等の森林施業プランナー及び林業普及指導員が中心となり、検討会を開催して間伐や広葉樹の育成に配慮した施業を普及していくものとします。

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法や施業の共同実施の実効性を担保するため、県関係機関と協議の上、必要に応じて指導を行います。また、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施すべき森林施業にあつては、森林組合をはじめとする市内林業事業体との連携を緊密に行い、共同施業を実施するため、県関係機関の林業普及指導員にも協力を要請し、普及啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

○森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

地 区	地 区 の 所 在	区域面積(ha)	対図番号
飯地	飯地町	1,585	1
中野方	中野方町	1,860	2
笠置	笠置町	1,674	3
東野	東野	1,183	4
長島	長島町	1,703	5
大井	大井町	420	6
武並	武並町	1,228	7
三郷	三郷町	1,548	8
合 計		11,201	

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で、森林施業計画を作成する場合には、次の事項を旨として実施するものとします。

- ・森林施業を共同で実施する者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で実施すること。
- ・作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施すること。
- ・共同施業実施者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- ・共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

## 第9 その他森林整備の方法に関し必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) (略)

#### (2) 森林技術者の確保・育成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の養成に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住居を含めた生活基盤

の整備等を図り、森林 技術者の新規参入及び定着に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材 の適正な受入れ等に取り組みます。

### (3) 林業後継者等の育成

県と協力して、経営及び技術の普及を図ると共に、学校林等を活用した小中学生の林業体験を通じて、林業の必要性の理解と浸透を図るものとします。

## 2 (略)

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)			計画			備考
	位置	規模	対象番号	位置	規模	対象番号	
ほだ場	長島町	2,000㎡	●①				恵那たんぼぼ作業所
原木市場	長島町	38,000㎡	●②				岐阜県森林組合連合会
製材工場	武並町	4,000㎡	●③				恵那小径木加工所
木製品販売所	長島町	12,000㎡	●④				木-Point
木の駅	中野方町	5,000㎡	●⑤				笠周地域木の駅実行委員会
木の駅	山岡町	1,500㎡	●⑥				やまおか木の駅実行委員会
木の駅	串原	1,500㎡	●⑦				くしはら木の駅実行委員会

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を【別表4】に定めるものとします。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るために、対象鳥獣であるニホンジカに対して、以下の対策を実施するものとします。

## ア 植栽木の保護措置

保護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護器具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等について人工植栽が予定されている森林を中心に推進します。

## イ 捕獲

森林被害がある場合は、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるもの）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施し、森林保全に努めます。

【別表4】鳥獣害防止森林区域

鳥獣害防止森林区域	対象林班	面積 (ha)
恵那地区	1～234	<u>11,479.96</u>
岩村地区	1～55	<u>1,845.45</u>
山岡地区	1～109	<u>4,318.48</u>
明智地区	1～110	<u>5,406.62</u>
串原地区	1～50	<u>3,001.37</u>
上矢作地区	1～228	<u>8,061.20</u>

## 第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

#### ア 松くい虫被害対策

松くい虫被害対策については、被害の先端地域においては、被害の拡大を防止することを目的に伐倒駆除による駆除事業を実施し、その他一般地域においては、被害が蔓延している現状から、保全すべき松林を重点的に、予防及び駆除事業を実施します。

保全すべき松林	岐阜県指定天然記念物 大船神社の参道の松林
---------	-----------------------

#### イ カシノナガキクイムシ被害対策

カシノナガキクイムシ被害対策については、被害の先端地域や微害な地域においては、駆除事業による被害の拡大防止を推進します。被害が蔓延している地域においては、保全すべき森林の予防及び駆除事業を重点的に実施します。

### 2 鳥獣による森林被害対策の方法

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策（第二種特定鳥獣管理計画等）や農業被害対策との連携を図り、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的に推進します。また、野生鳥獣との共存に

も配慮した森林の整備及び保全を図ることとします。

3 (略)

4 (略)

IV (略)

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとしします。

- ① IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ③ IIの第7の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第8の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとしします。

#### (2) 森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域は、次のとおりです。

指定については、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことのできるまとまりのある森林の範囲について、隣接する5～30個程度の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して行うものとしします。

#### 森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
大井	102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112	<u>347.74</u>
正家	146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153	<u>314.19</u>
姫栗東部	78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86	<u>579.71</u>

毛呂窪東部	93, 94, 95, 99, 100, 101	<u>176.78</u>
毛呂窪西部	88, 89, 90, 91, 92, 96, 97, 98, 233	<u>430.55</u>
長島町久須見	112, 142, 143, 144, 145, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180	<u>1,016.86</u>
佐々良木	206, 207, 217, 218, 219, 220, 229, 230, 231, 232	<u>538.83</u>
山岡町田代	11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20	<u>339.59</u>

2 (略)

3 (略)

4 (略)

#### 5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画については表V-1-6-1のとおりです。

表V-1-6-1 計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面積(ha)	備 考
恵那市笠置町 73林班	間伐	14.67	令和元年度実施済
恵那市串原 42林班	間伐	9.95	令和元年度実施済
恵那市笠置町 72林班	間伐	35.27	令和2年度実施済
恵那市串原 12.14林班	間伐	24.95	令和2年度実施済
恵那市明智町 97林班	間伐	7.48	令和2年度実施済
恵那市笠置町 70.71林班	間伐	40.15	令和3年度実施済
恵那市武並町藤 181林班	間伐	9.44	令和3年度実施済
恵那市串原 17.18林班	間伐	29.89	令和3年度実施済
恵那市明智町 98.99.100林班	間伐	17.52	令和3年度実施済
恵那市笠置町	間伐	19.82	令和4年度実施済

68.74林班			
恵那市明智町 95.96林班	間伐	35.76	令和4年度実施済
恵那市串原 47.49.50林班	間伐	47.95	令和4年度実施済
恵那市笠置町 66.67.69林班	間伐	46.91	令和5年度実施済
恵那市串原 31.32.33林班	間伐	24.30	令和5年度実施済
恵那市笠置町 75.76林班	間伐	39.42	令和6年度実施済
恵那市岩村町 52.53林班	間伐	11.88	令和6年度実施済
恵那市明智町 21.24.25林班	間伐	15.42	令和6年度実施済
恵那市長島町 149林班	間伐	<u>3.51</u>	<u>令和7年度実施済</u>
恵那市笠置町 77.78林班	間伐	<u>21.96</u>	<u>令和7年度実施済</u>
恵那市山岡町 45林班	間伐	<u>18.02</u>	<u>令和7年度実施済</u>
恵那市串原 43.44林班	間伐	<u>17.74</u>	<u>令和7年度実施済</u>
<u>恵那市長島町</u> <u>147林班</u>	<u>間伐</u>	<u>12.00</u>	<u>令和8年度実施予定</u>
<u>恵那市山岡町</u> <u>10.11.12.13林班</u>	<u>間伐</u>	<u>25.00</u>	<u>令和8年度実施予定</u>
<u>恵那市串原</u> <u>3.4林班</u>	<u>間伐</u>	<u>30.00</u>	<u>令和8年度実施予定</u>

6 (略)